

令和8年度

# 議会要覧



静岡県袋井市議会

# 目 次

		頁
I	市 勢	
1	位置と地勢 .....	1
2	気候 .....	1
3	面積 .....	1
4	人口 .....	1
5	産業 .....	2
6	市の職員数 .....	2
II	議 会	
1	議員定数等 .....	3
2	議会構成 .....	4
3	議会運営 .....	5
4	組合議会 .....	6
5	報酬、期末手当及び費用弁償 .....	7
6	議会事務局等 .....	8
7	議会改革への取り組み .....	10

# I 市 勢

## 1 位置と地勢

袋井市は、静岡県西部に位置し、旧袋井市、旧浅羽町の1市1町が平成17年4月1日に合併し、現在の形成をなしている。東は掛川市、西は磐田市、北は周智郡森町に接している。

また、東海道新幹線、東海道本線、東名高速道路、国道1号、国道150号など主要交通路が横断し、東京へは240km、大阪へも320kmと交通条件にも大変恵まれている。

当地域は、豊かに広がる田園地帯と美しい茶畑、さらには太田川や原野谷川、南には遠州灘と、自然環境にも恵まれている。

当地域の土地利用は、宅地が18.84%、農地が34.97%、山林が19.02%(令和7年1月1日現在)となっており、極めて平坦な地域が広がり、土地利用しやすい条件が整っている。

## 2 気 候

袋井市は、太平洋に面し、気候は温暖多雨の太平洋岸式気候である。

夏は南よりの風のため、高温多湿で雨の日が多い。冬は西からの季節風のため、低温で乾燥した晴れの日が多く、この地域独特の「遠州の空っ風」と呼ばれる寒風が吹き、実際の気温より寒く感じられる。また、全国の中でも日照時間が長い地域でもあり、年平均気温も16～17度と1年を通じて快適な環境である。

## 3 面 積

袋井市は、東西約15km、南北約17kmにわたり、面積は108.33km<sup>2</sup>で、県総面積の1.4%を占めている。また、可住地面積は86.10km<sup>2</sup>と総面積の79.5%を占め、平坦地が広い地域である。

## 4 人 口

人 口	87,065人	(男性44,358人、女性42,707人)
世帯数	37,626世帯	【令和8年4月1日現在・外国人を含む。】

令和6年10月1日現在(静岡県年齢別人口推計)、県内35市町中、本市は、平均年齢が、県平均の49.6歳に対し、46.03歳で県内2番目に若いまちである。

また、普通出生率は、7.2人(人口千人当たり)で、県平均の5.1人より約2.1人上回っている。

さらに、令和7年4月1日現在(静岡県高齢者福祉行政の基礎調査)の高齢化率は、25.8%で、県平均の30.9%を約5.1ポイント下回っている。

## 5 産 業

就業人口は、第1次産業及び第2次産業の割合が県全体と比べ高くなっているのが特徴である。

第1次産業の就業人口構成比は、近年低下してきているが、令和2年の国勢調査では3.7%となっており、これは、県全体の3.5%より0.2ポイント高い数値となっている。

また、第2次産業の構成比は、令和2年の国勢調査では、40.7%と県全体の32.1%を8.6ポイント上回り、相対的に「ものづくり」の盛んな地域と言える。

第3次産業は、令和2年の国勢調査では、53.8%と県全体の62.8%を9.0ポイント下回っているが、構成比は近年増加傾向にある。

(令和2年国勢調査)

産 業 人 口	46,052人	構成比100%
第1次産業	1,703人	3.7%
第2次産業	18,760人	40.7%
第3次産業	24,793人	53.8%
分類不能	796人	1.7%

※ 構成比は小数点以下の端数処理に伴い、合計は必ずしも100とはならない。

## 6 市の職員数

(令和8年4月1日現在)

部 局 名		定 数	実 数
袋 井 市	議会の事務部局	8	7
	市長の事務部局(一般・水道)	414	402
	選挙管理委員会事務部局	7	
	農業委員会事務部局	8	
	教育委員会事務部局(教育機関含む)	154	150
	監査委員事務部局	4	3
一 部 事 務 組 合	袋井市森町広域行政組合	160	146
	(事務局・衛生センター・中遠クリーンセンター等)	(12)	(5)
	(消防本部)	(148)	(141)
	中東遠看護専門学校組合	27	22
合 計		782	730

## Ⅱ 議 会

### 1 議員定数等

#### (1) 議員定数

条例定数 20人

現員数 20人（任期：令和7年4月24日～令和11年4月23日）

（うち、女性議員は1人です。）

#### (2) 党派別議員数

令和8年4月1日現在

党 派	人 員	党 派	人 員
無 所 属	18	日 本 共 産 党	1
公 明 党	1		

#### (3) 会派別議員数

令和8年4月1日現在

会 派	人 員	会 派	人 員	会 派	人 員
共創ふくろい	9	緑 風 会	8	市 民 ク ラ ブ	2
無会派	1				

#### (4) 年齢別・当選回数別議員数

令和8年4月1日現在

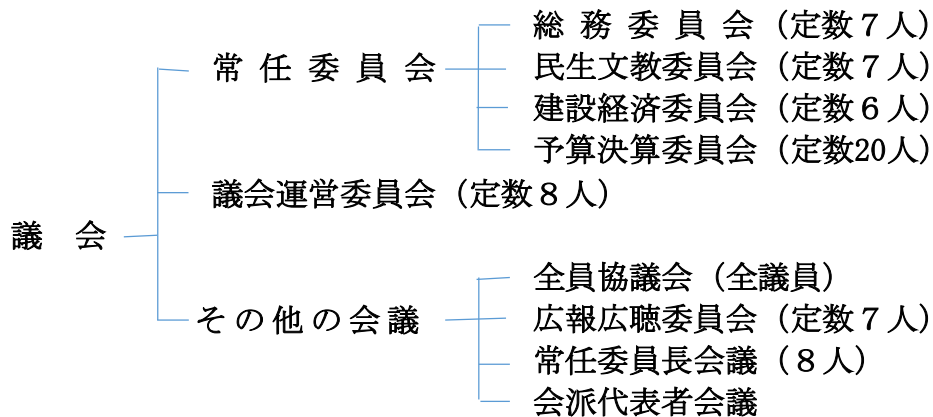
年 齢 \ 期 数	期 数						計
	1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	
31～40		1					1
41～50	4	1					5
51～60	2	1					3
61～70	1	2				2	5
71～80			4		2		6
計	7	5	4	0	2	2	20

※ 期数は、合併後の期数を記載

平均年齢59.9歳

## 2 議会構成（令和8年4月1日現在）

### (1) 議会の構成



### (2) 常任委員会所管事項（任期2年）

委員会名	定数	所 管 事 項
総務委員会	7人	総務部、危機管理部、企画部、財政部、出納室、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
民生文教委員会	7人	総合健康センター、こども若者家庭センター、市民生活部教育委員会の所管に属する事項
建設経済委員会	6人	産業部、環境水道部、都市建設部及び農業委員会の所管に属する事項
予算決算委員会 ※任期4年	20人	一般・特別・企業会計の予算、決算に関する事項

### (3) 会派別常任委員会所属数

令和8年4月1日現在

会派名	委員会名			
	総 務	民生文教	建設経済	計
共創ふくろい	3	3	3	9
緑 風 会	3	3	2	8
市民クラブ	1		1	2
無 会 派		1		1
	7	7	6	20

### 3 議会運営

#### (1) 議会運営委員会

ア 定 数 8人

イ 会派の資格 会派の構成議員数は2人以上とする。

ウ 選出基準 委員は、次の計算式により各会派から選出する。

$$\text{会派所属議員数} / \text{議員総数} \times \text{議会運営委員会委員定数}$$

エ 委員会の開催時期

(ア) 議会が招集される日の7日前に開催する。

(イ) 会期中は必要に応じて開催する。

オ 会派別委員数 (※令和8年4月1日現在)

会 派 名	委員数	会 派 名	委員数	会 派 名	委員数
共創ふくろい	4	緑 風 会	3	市民クラブ	1

#### (2) 議会運営に関する主な事項

ア 定例会の招集回数及び時期

定例会は毎年4回とし、2月、6月、9月及び11月に招集する。

イ 本会議の会議時間

会議時間は午前9時から午後5時までとする。

ウ 議案の配布

議案、その他関係書類は、招集日前までにあらかじめタブレットに搭載する。

エ 定例会の議事は、議案説明、一般質問、議案質疑、委員会審査、委員長報告、討論、採決の順序による。

オ 一般質問の取扱い

(ア) 通告書提出日・・・例会開会日前日（週休日及び休日を除く）の午後1時まで

(イ) 通告書内容・・・件名と要旨について、具体的に記載する。

(ウ) 発言順序・・・抽選で決める。

(エ) 質問時間・・・発言持ち時間は、30分とする。（答弁時間を含めず。）

(オ) 質問回数・・・再質問を含め3回までとする。

※平成25年6月市議会定例会から一問一答方式を選択制により導入している。

(発言持ち時間は、一括質問一括答弁方式と同じく30分とする。)

カ 代表質問の取扱い(平成27年11月市議会定例会より開始)

- (ア) 通告書提出日・・・定例会開催のための議会運営委員会開催日前日の午後1時まで
- (イ) 通告内容・・・次年度の施政方針等の向けて、会派の政策提言・提案という趣旨で行う。
- (ウ) 発言順序・・・抽選で決める。
- (エ) 質問時間・・・会派を代表する議員1人が行うものとし、発言持ち時間は、1会派当たり「20分+(人数×5分)」とする。ただし、上限は60分とする。(答弁時間を含めず。)
- (オ) 質問回数・・・一括質問一括答弁方式と一問一答方式の選択制とし、一括質問一括答弁方式の場合は、再質問を含め3回までとする。

キ 緊急質問の取扱い

緊急質問をしようとするときは、議会の同意を得ること。

#### 4 組合議会

(1) 一部事務組合議会

名	称	選出人員
袋井市森町広域行政組合議会		8人
中東遠看護専門学校組合議会		3人
中遠広域事務組合議会		4人
掛川市・袋井市病院企業団議会		5人

## 5 報酬、期末手当及び費用弁償

### (1) 議員報酬

(単位：円)

区 分	報 酬 額	制定年月日
議 長	464,000	平成29年4月1日
副 議 長	425,000	〃
常 任 委 員 長	398,000	〃
議会運営委員会委員長	398,000	〃
議 員	392,000	〃

### (2) 特別職等の給料

(単位：円)

区 分	報 酬 額	制定年月日
市 長	875,000	平成17年4月1日
副 市 長	715,000	〃
教 育 長	655,000	〃

### (3) 議員の期末手当

(令和8年4月1日現在)

6月 185.0/100	12月 185.0/100	加算措置 15%
--------------	---------------	----------

### (4) 費用弁償

(令和8年4月1日現在)

区 分	旅 費	
	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)
議 長	1,650円	16,500円
議長を除く議員	1,500円	14,800円

※会議出席時の費用弁償は、平成26年度から廃止しています。

### (5) 政務活動費

議員一人当たり月額25千円を会派に交付しています。

## 6 議会事務局等

### (1) 機構と職員数 (令和8年4月1日現在)

(7人)	}	総務係 3人
事務局長 (部長職)		(局次長兼総務係長1人、主任主査1人、主査1人)
		議事調査係 3人
		(議事調査係長1人、主査1人、副主任1人)

### (2) 事務分掌

#### ア 総務係

- (ア) 儀式及び交際に関すること。
- (イ) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
- (ロ) 予算及び決算に関すること。
- (ハ) 議長会に関すること。
- (ニ) 職員の任免、服務及び給与に関すること。
- (ホ) 物品の購入、整理及び保存に関すること。
- (ヘ) 規則、規程の制定及び改廃に関すること。
- (ト) 議員の身分に関すること。
- (チ) 議員の福利、厚生及び議員報酬、費用弁償その他の給与に関すること。
- (リ) 政務活動費に関すること。
- (ニ) 公文書の公開に関すること。
- (シ) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。
- (ス) 議会の広聴に関すること。
- (セ) その他議会の庶務に関すること。

#### イ 議事調査係

- (ア) 本会議及び委員会等に関すること。
- (イ) 議員提出議案、請願、陳情及び意見書に関すること。
- (ロ) 会議録その他記録の調製、編さん及び保管に関すること。
- (ハ) 議決及び決定事項の処理に関すること。
- (ニ) 公聴会に関すること。
- (ホ) 傍聴に関すること。
- (ヘ) 議会の広報に関すること。
- (ト) 関係法令の調査に関すること。
- (チ) 資料の収集及び調査に関すること。
- (リ) 議会図書室に関すること。
- (ニ) その他議会の運営及び議事に関すること。

(3) 議会テレビ放映（平成14年3月定例会から）

放映場所 市役所1階市民ホール

内 容 本会議

(4) 議会ホームページ

内 容 本会議の放映（インターネットによるライブ及び録画放映：平成14年9月市議会定例会から放映）、会議録検索ほか、会議日程、各委員会の構成、議員の紹介、市議会の役割などを掲載。

アドレス <http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/kurashi/shiseijoho/shigikai/index.html>

(5) ケーブルテレビの生放送（平成20年3月定例会から）令和7年2月定例会を最後に休止中

放送メディア 浜松ケーブルテレビ（ケーブル、ウインディ）

放 送 対 象 本会議の代表質問・一般質問、市長の施政方針

(6) 予算（令和8年度）

（単位：千円）

目	予 算 額
1 議 会 費	250,352
節	予 算 額
1 報 酬	95,703
2 給 料	34,728
3 職員手当等	56,877
4 共 済 費	34,632
7 報 償 費	497
8 旅 費	3,916
9 交 際 費	400
10 需 用 費	6,794
11 役 務 費	5,221
12 委 託 料	3,425
13 使用料及び賃借料	1,191
18 負担金補助及び交付金	6,968

## 7 議会改革への取り組み

### (1) 本会議のインターネット中継

平成 14 年度から本会議におけるインターネット中継を行っています。また、平成 20 年から本会議（一般質問）をケーブルテレビにおいて中継しています。

### (2) 議員定数の改定

平成 17 年 4 月 … 26 人（合併後の「袋井市」スタート）

平成 21 年 4 月 … 22 人

平成 25 年 4 月 … 20 人

### (3) 一般質問における一問一答方式の導入

本会議の一般質問において、質問と答弁の関係がわかりやすい「一問一答方式」を平成 25 年 6 月定例会から、「一括方式」との選択制により導入しています。

### (4) 会議出席時の費用弁償支給の廃止

本会議や委員会等へ議員が出席をした場合、日額 1,650 円の費用弁償を支給していましたが、この支給を平成 26 年度から廃止しました。

（平成 25 年 11 月定例会で関係条例改正案を全員賛成で可決しました。）

### (5) 各種審議会等の委員報酬支給の廃止

袋井市などが設置している各種審議会の委員等に市議会から議員を選出していますが、平成 26 年度から監査委員及び農業委員等を除き、議員として各種審議会等に出席する場合の日額報酬の支給を廃止しました。

（平成 25 年 11 月定例会で関係条例改正案を全員賛成で可決しました。）

### (6) 議会報告会の開催

市民の市政・市議会活動に対する理解を深めていただくことを目的として、議員による議会報告会を行っています。

令和元年度からは、選挙権年齢が 18 歳に引き下げられたことを踏まえ、市内高等学校との意見交換会を行い、高校生から意見聴取をしています。

(7) 委員会会議録の公開

平成 26 年 4 月以降開催の常任、特別及び議会運営委員会の会議録を、会議録検索システムにおいて公開しています。

(8) 袋井市議会の議決すべき事件に関する条例の制定

袋井市総合計画基本構想及び同基本計画を、地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき議会の議決すべき事件として決めました。

(平成 26 年 9 月定例会で条例制定案を全員賛成で可決しました。)

(9) 袋井市議会基本条例の制定

議会及び議員の活動の原則と責務、市民及び市長等との関係など、議会の基本的事項を定めた議会の最高規範となる条例を制定し、平成 27 年 4 月 1 日から施行しています。(平成 27 年 2 月定例会で条例制定案を全員賛成で可決しました。)

(10) 袋井市議会議員政治倫理規程の制定

議員の責務や政治倫理基準などを定めた規程を、平成 29 年 4 月の改選時から施行していくよう平成 27 年 5 月に制定しました。(令和 7 年 4 月に袋井市議会議員政治倫理条例を制定したことに伴い、袋井市議会議員政治倫理規定は廃止しました。)

(11) 代表質問の導入

市当局における翌年度の予算編成及び施政方針策定に向けて、会派から政策提言・提案を行うことを目的として、平成 27 年 11 月定例会から代表質問を導入しています。

(12) ペーパーレス会議の導入

議会運営業務の効率化を図ることを目的として、タブレット端末機の各議員への貸与や無線 LAN によるインターネット環境の整備により、平成 30 年 1 月よりペーパーレス会議を導入しています。

(機種：i P a d A i r、システム：サイドブックス)

(13) 袋井市議会の議員報酬及び費用弁償等の特例に関する条例の制定

議員の職責及び市民の信頼を確保するため、議員が市議会の会議等を長期間にわたり欠席した場合、議員報酬及び期末手当の支給について減額等の特例を定めた条

例を平成31年4月に議員発議にて制定しました。

#### (14) 袋井市議会委員会条例の一部改正

女性の社会進出や男性の育児参加など、男女共同参画社会が進む中、議会活動における環境整備の一環として、委員会における欠席に際し届け出が必要な事由を、現行の「事故」と「出産」に、「育児・介護・看護・出産の立会い」などを加える条例の一部改正を、令和2年9月定例会において議員発議にて行いました。

また、令和2年11月定例会においては、重大な感染症のまん延防止のための措置の観点から又は、大規模な災害等の発生等により委員会の招集場所への招集が困難と判断される実情がある場合において、映像及び音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（オンライン会議）を活用した委員会を開催することができるよう、条例の一部改正を議員発議にて行いました。

#### (15) アンケート調査の実施

市議会の現状を把握することを目的に、市議会議員の選挙、活動、定数等について、令和5年9月にウェブ及び紙媒体による方法により、アンケート調査を実施し、1,766人の方から回答が寄せられました。担当した議会活性化特別委員会ではその結果を分析し、報告書として取りまとめ、ホームページにて公開しました。

#### (16) 袋井市議会傍聴規則の一部改正

身体障害者補助犬の扱い及び合理的な配慮を必要とする方への対応など、障がいを持つ方の傍聴環境を整備するとともに、感染症のまん延防止の観点から、感染症が流行しているときは議長が傍聴の自粛を要請できるよう、令和3年3月に規則を改正しました。

また、傍聴人の守るべき事項の見直しを行い、「帽子、マフラー、コートの類を着用しないこと。」の規定を削除するよう、令和4年3月に委員会傍聴規程とともに改正しました。

#### (17) 袋井市議会議員政治倫理条例の制定

近年、SNSでの誹謗中傷やハラスメント行為など、議会外において議員としてふさわしくない行為が全国で頻発していることから、議員としての品位や名誉及び住民

の信頼を損なうことがないよう、重い役割や責任を自覚することが求められています。

このようなことから、政治倫理意識の確立を図ることを目的とし、行動基準（ルール）やこれらを犯した場合の審査や措置等を定め、令和7年4月より施行しています。

#### (18) 袋井市議会業務継続計画(議会BCP)の制定について

近年頻発化、甚大化している自然災害や感染症のまん延、予想される南海トラフ地震などの非常時においても議会の機能維持を図ることができるよう、必要な組織体制や議員の行動基準などを定めた「袋井市議会業務継続計画(議会BCP)」を策定し、令和8年4月から運用を開始しました。

#### (19) 特別委員会の設置

市政の喫緊の課題に対し、市議会として特別委員会を設置し、調査・研究を重ね、その結論を市当局へ政策提言として提出している。近年の特別委員会の設置事例は下記のとおり

- ・令和元年度  ごみ減量化特別委員会(R 1. 6. 27～R 3. 3. 5)  
                  I C T活用特別委員会(R 1. 6. 27～R 3. 2. 8)
- ・令和6年度  総合健康センター将来構想特別委員会(R 6. 6. 27～)
- ・令和7年度  公共施設マネジメント特別委員会(R 8. 3. 24～)

#### (20) オンライン会議の実施(議員懇談会)

令和2年度の委員会条例改正後、オンライン会議を実施するための試行として、全議員が委員会室へ参集し、情報共有することを目的として開催していた、議員懇談会を活用し、令和7年1月にZ o o mにより議員が自宅にしながら会議を行った。

#### (21) 予算決算委員会の設置

長年の懸案事項であった予算・決算議案の各常任委員会への分割付託を解消するため、議会活性化特別委員会で調査・研究を重ねた結果、令和7年6月より、予算決算委員会(常任委員会)を設置し、予算決算議案を設置することになった。審査方法は、委員会へ付託後に、各分野(総務、民生文教、建設経済)ごとの分科会を設置し、議案を審査する方法を導入した。

このページに記載はありません。

## 市 章



### 【デザインの趣旨】

袋井市の頭文字・アルファベットの「F」を図案化し、飛躍する文化都市と自然豊かな田園、さわやかな風、遙かな海をイメージし、全体で新しい市民の「和」を表現している。  
(平成 17 年 6 月 25 日制定)

## 袋井市民憲章

わたくしたちは、豊かな自然と文化に恵まれている郷土に誇りをもち、人も自然も美しい健康文化都市をめざして、この憲章を定めます。

1. きまりを守り 住みよいまちをつくります
1. 思いやりの心で人に接し 明るい家庭をきずきます
1. 心と体をきたえ 働く喜びをわかちあいます
1. 教養を豊かにし 文化の向上につとめます
1. 郷土を愛し 美しい環境をつくります

(平成 18 年 4 月 1 日制定)

## 都 市 宣 言

### 日本一健康文化都市宣言

～人も自然も美しく 活力あふれる 日本一健康文化都市～

青く輝く海原と緑あふれる大地に抱かれ、先人によって築かれたふるさとふくろいを、わたしたちは受け継いできました。

この恵まれた地域で、心やからだの健康を増進することはもとより、健康生活を支える自然を守り、地域社会を充実させていくことも、わたしたちみんなの願いです。

わたしたちは、健康意識を高くもち、一人ひとりが「心の健康」、「からだの健康」、「まちの健康」を追求し、すべての人びとを幸せにしていきます。

わたしたち袋井市民は、住んでよかったという喜びを実感できるまちを目指し、ここに袋井市を日本一健康文化都市にすることを宣言します。

平成22年 5 月16日

### 核兵器廃絶平和都市宣言

地球上からすべての核兵器を廃絶し、世界の恒久平和を実現することは、唯一の被爆国である日本に住むわたしたちの願いである。

豊かな自然に恵まれたふるさとを永久に守っていくために、わたしたちには、平和を願うすべての人びとと手を取りあい、核兵器の恐ろしさと平和の尊さを次の世代へ語り継いでいく使命がある。

わたしたちは、未来を担う子どもたちが安心して暮らしていける世界を築くため、ここに袋井市が核兵器廃絶平和都市であることを宣言する。

平成22年 5 月16日

発行：静岡県袋井市議会事務局

〒437-8666 静岡県袋井市新屋 1-1-1

Tel. 0538-44-3143 fax. 0538-44-3148

